

再雇用終了後の生活と年金受給！65歳から高齢者です！

皆さんが定年退職を迎える時に将来計画を考えたと思いますが、再雇用制度の終了と年金受給を迎える65歳になる前に、離職して年金生活か働き続けるかなど、再度考えることとなります。その時の判断として必要な事を話し合ってみましょう！

1. 高齢者化の状況を見てみましょう！ 高齢者の生活は！

- (1) 高齢者が増え、出生数は減少する中で少子高齢化は進んでいる。
- (2) 現役の実質賃金低下。物価高で年金だけでは生活が出来ない状況。
- (3) 2023年の国民生活基礎調査では大変苦しい・やや苦しいが59.6%
65歳以上の高齢者世帯では59.0%昨年より10.7ポイント増になっている。
- (4) 高齢者の就業率は年々高まっている。
- (5) 2023年の65歳以上の就業率は20年連続上昇。914万人過去最多。
15歳以上の就労者の総数に占める65歳以上の就労者は13.5%、前年比1%
就労者のおよそ7人に1人が65歳の就労者。
- (6) 高齢者が働く理由といつまで働くの？
働く理由で最も多いのは・・・年金だけでは収入できない45.4%。
いつまで働くの・・・60歳～65歳までは25.6%、70歳位が21.7%、
75歳位までは、19.9%。

【 人口の状況 】

- (1) 総人口は1億2,376万人。前年同月比 59万千人
65歳以上 3,625万人(総人口比29.1%、+9万人、0.2%)
75歳以上 2,076万人(総人口比16.8%、+71万人、0.7%)
15歳未満は1,385万人、15～64歳は7,365万人
2070年には65歳以上が38.7%に達し2.6人に1人に、75歳以上は25.1%となり約4人に1人になると推計。
- (2) 平均寿命は(2023年分、2024年7月26日厚労省発表)
男性 81.09歳 女性 87.14歳
平均余命(65歳時点) 男性 19.52年 女性 24.38年
(75歳時点) 男性 12.13年 女性 15.74年
- (3) 24年の出生数(推計)
68万7,080人、23年は(確定値)72万7,288人。5.5%程度 減

2. 高齢者は年金で生活していくのが基本です！公的年金とは！社会的扶養です！

- (1) 子が退職した親を養っていた。・・・社会の発展・核家族化。子が親を養うの

が困難に。「親の扶養を社会全体が肩代わりする社会的扶養」まで発展・・・年金制度を子や孫に繋ぐかが課題。

- (2) 退職後の生活の基盤は年金です。
- (3) 年金の財源は・・・その年の保険料収入と国庫負担で9割程度がまかなわれていて、積立金から得られる財源は1割程度です。
- (5) 年金制度の仕組みは・・・賦課方式を基本としつつ積立金も活用して将来の給付水準の確保を図り、賦課方式と積立方式を組み合わせたものになっている。

* 賦課方式とは・・・年金支給のために必要な財源をその時の保険料収入で賄う。現役から年金受給者への仕送り。

- (6) 基礎年金（国民年金）と厚生年金の2階建て。（3階は企業・個人年金など）
- (7) 被保険者の種別と保険料

第1号被保険者・・・学生、農林漁業、自由業、フリーター、無職

② 第2号被保険者・・・厚生年金に加入している会社員、公務員

第3号被保険者・・・夫に扶養されている専業主婦（年収百三十万未満）

保険料納入方法

第1号保険者は各個人が支払う。第2号保険者は標準月額×18.3%（固定）。負担は労使折半（毎月の賃金と期末手当からそれぞれ支払う）。第3号被保険者は支払う必要なし。

3. 老齢基礎・老齢厚生年金とも受給年齢は65歳からです！

- (1) 老齢基礎年金と老齢厚生年金は65歳からの受給になる（男性は今年4月2日生まれの方から特別支給の比例報酬はなくなる。但し女性は1966年4月1日生まれまでの方は64歳まで特別支給の比例報酬分が受け取れる）。厚生年金、国民年金の受給資格は加入期間10年以上です。
- (2) 老齢基礎年金・・・国民皆年金。20歳以上60歳未満の全ての人が加入する義務がある。受給額は40年間保険料満額支払いで収入に関係なく一律で毎年決まる。2024年度は月68,000円（満額年金×（加入月数÷480日））
- (3) 厚生年金・・・事業所の規模・により加入条件が違う。

厚生年金の加入は65歳まで。70歳までは任意加入できる。

老齢厚生年金は老齢基礎年金の受給資格を満たしていて厚生年金に、1カ月でも加入していれば受給できる。しかし、60歳代前半の老齢厚生年金を受給するためには厚生年金に1年以上加入している必要がある。

4. 年金制度を覚え・活用しましょう！

- (1) 加給年金・特別加算（被保険者期間が20年以上ある方）

老齢厚生年金には、65歳時点で生計を維持している配偶者または、子供がいるときには加給年金が支払われる。配偶者が65歳になると加給年金は打ち切れ配偶者に振替加算が支給される。

- ② 配偶者が老齢厚生年金(被保険者期間が20年以上)の受給者や障害年金を受けられる期間は支給停止される。

【 特別加算 】

老齢厚生年金を受けている人の生年月日に応じて加給年金額に特別加算される(注:生年月日により加算額は定められている)。

2022年4月以降は配偶者の老齢厚生年金・退職共済年金が在職により支給停止になっている場合などには、配偶者の加給年金は支給停止される。

【 振替加算 】

加給年金の対象者になっている配偶者が65歳になると加給年金が打ち切られるため配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた金額が加算される。

1966年以降生まれの人には加算されない。

(2) 在職老齢年金

老齢厚生年金は65歳以後で働いている間は、退職するまで、年金月額と賃金(総報酬月額相当額)の合計が50万円を超えると年金額が調整される。老齢基礎年金は全額受けられる。

なお、在職中は70歳になるまで厚生年金保険の被保険者料も納める。70歳以後は厚生年金保険の被保険者ではなくなるが、在職中は老齢厚生年金が調整される。調整方法は老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額の合計が支給停止調整額を超える場合

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{年金月額} - \text{基準額}) \times 1/2$$

* 基準額は現役男子被保険者の平均月収(ボーナス含む)を基準として設定し賃金変動に応じて毎年改定。2024年度は50万円、2025年度は51万円になる。総報酬月額相当額は

$$\text{その月の標準報酬月額} + \text{その月以前の1年間の標準賞与額} \div 12$$

(3) 繰り上げ受給。

60歳から65歳に達するまでの間に年金を繰り上げ受給できる制度。

年金が1ヵ月0.4%減額される。

老齢厚生年金を繰り上げ受給する場合は老齢基礎年金とセットでの受給となる(別々の選択はできない)。

受給権が発生した後に請求の取り消し変更はできない。一生減額支給。

(4) 繰り下げ受給。

65歳受給年齢を繰り下げて受給できる制度。

年金が1ヵ月0.7%増額される(最大75歳まで遅らせられる84%増)。

基礎年金、厚生年金別々でも申請可能。

厚生年金を繰り下げた場合は加給年金が、基礎年金を繰り下げた場合は振替加算が支給されない。

75歳まで10年遅らせると、65歳時に受給開始した場合と87歳で同額になる。社会保険料・所得税・住民税は負担増になる。

(5) 44年長期加入者特例

厚生年金加入年数が44年(528ヵ月)以上ある人は「定額部分の年金(老齢基礎年金)」が65歳前でも受給できる。

- ② 条件として、「支給開始年齢に達している事」「厚生年金の受給者でないこと」「繰り上げ受給をしていないこと」。

(6) 遺族年金

死亡した配偶者の年金で「同一生計を営んでいた者」が亡くなった時、残された遺族の生活を支えるために支払われる生活資金。

- ② 遺族年金は遺族厚生年金と遺族日本鉄道共済年金(1956年6月以前に国鉄職員は国鉄共済組合加入者)の2種類がある。

(7) 障害年金

国民年金や厚生年金または共済組合に加入中の病気やケガが原因で初めて医者にかかった日から1年6ヵ月たった時に障害の状況に該当する場合は年金を受けられる。(60歳以上65歳未満でも加入をやめた後での病気やけがによる障害でも受けられる。等級によって年金額が決まる)

- ② 障害基礎年金を受給する場合は老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金のうち1つと同時受給が出来る。

5. 年金はどうなるの！もらえなくなるの？

働いている現役世代が65歳になった時に、どれくらい受給できそうか、世代や性別毎の平均額や金額の分布の推計を基に公的年金の将来の見通しを示すために5年毎に年金財政の検証が行われる。

- (1) 年金財政検証は、2004年の年金制度改革で法律に規定された仕組みで「年金制度の定期健康診断」。概ね100年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの終了年度の見通し、給付水準の見通しを作成して年金の財政状況を定期的に確認するもの。将来は不確実であるため複数のケースを設定。

(2) 2024年の年金財政検証結果の概要

今回の検証結果は、2024年7月3日に、検証結果を厚生労働省が公表した。

人口の前提 労働力の前提 経済の前提を複数のケースを参照して幅広く検証したとしている。その結果 人々の働き方が変わってきた点がはっきりした。②女性や高齢者の労働参加が進み、保険料収入が増え事好調な積立金の運用で年金水準は前回の検証結果より改善された。現役世代の平均収入と比べた年金額の水準は約30年後に50.4%となり、現在より2%低下する見通し。その後は下げ止まり所得代替率50%は維持されるとした。④公的年金の給付水準を示す指標としての現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率であるモデル年金の「所得代替率」で検証される。所得代替率=(夫婦2人の基礎年金+夫の厚生年金)/現役男子の平均手取り収入額(モデル年金は夫のみが働き妻が専業主婦の場合を想定)。

【 年金制度改値の動向 】

財政検証を基に社会保障審議会年金部会は、12月25日に「議論の整理」をまとめた。これを基に厚労省は施行時期や具体的な金額についても、自民党の社会保障制度審議会、公明党年金制度委員会に説明し議論が進められている。

現在厚労省で法律改正案を作成中であり与党の法案審査を経て、3月上旬に閣議決定を受け、第217回通常国会に「国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出される見込みです。

【 整理がまとめられた内容 】

改正案については 働き方に中立的で、ライフスタイル等の多様化を踏まえた制度の構築②高齢期における生活の安定や所得再分配機能の強化と言った方向で検討された。

(1) 被用者保険の適用拡大

労働参加の進展、就労促進により将来の年金の上乗せにつながる。

賃金要件（8.8万円（月額））の撤廃

「年収への壁」への対応、事業所への支援策

企業規模要件（50人越）の撤廃

5人以上規模の個人事業所の非適用業種の解消

労働時間要件（20時間）

(2) 在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し

(3) 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（調整期間の一致）

(4) 標準報酬月額の上限の引き上げ

(5) 子の加算と配偶者の加給年金の見直し

(6) 個人型確定拠出年金の加入年齢の引き上げ

(7) 企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の限度額拡充

定年退職時から65歳前後に考えることは！

JR 定年後再雇用（出向）として関連会社で働いている方が、再雇用終了（65歳）を迎える前後に必要な事をまとめてみました。

1. 雇用保険の受給(失業給付・基本手当)は！64歳までです！

(1) 失業給付（基本手当）を受ける

基本手当の受給期間は離職の翌日から起算して1年間。（所定給付日数の範囲内で受給できる期間は、離職日の翌日から原則1年間。但し、所定給付日数が30日の場合は1年と30日、360日の場合は1年と60日となる。）

失業給付の受給資格は？

離職の日以前2年間（算定対象期間）に被保険者期間が通算して12カ月以上あること。すぐに働ける状況にあることが条件。

② 給付の手続きは！

本人の住んでいるハローワークに求職の申し込みをしたうえで、「雇用保険被保険者離職票」(会社から受け取る)を提出し受給資格の決定を受ける。

失業給付の所定給付日数は？

定年退職、自己都合退職などの場合は、

* 1年以上10年未満は 90日 * 10年以上20年未満は 120日

* 20年以上は 150日

④ 給付額は？

1日当たり受給できる金額(基本手当日額)は、
離職した日の直前の6ヵ月間に支払われた賃金(期末手当などは除く)の合計
÷ 180日 × 賃金に数に応じた率 (50%~80%)

【賃金日数に応じた率(2024年8月1日現在)】

賃金日数	2,869円以上	5,200円以上	11,490円超	16,490円超
年齢	5,200円未満	11,490円以下	16,490円以下	
60歳~64歳	80%	80%~45%	45%	

* 基本手当日額の上限額は7,420円。

【賃金日数及び基本手当日額の上限額(2024年8月1日~)】

離職時の年齢	賃金日額の上限額	基本手当日額の上限額
60歳~64歳	16,490円	7,420円

【賃金日数及び基本手当日額の下限額(2024年8月1日~)】

離職時の年齢	賃金日額の下限額	基本手当日額の下限額
全年齢	2,869円	2,295円

◆ 賃金日額については上限と下限を設定しており「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更している。変更対象者に渡す受給資格者証に新「基本手当日額」に印字して知らされる。

* 失業給付を受けている期間は年金が受給できない。

* 基本手当の受給中に再就職が決まった場合は、基本手当の支給残数が所定給付日数の3分の1以上あるなど、一定の要件に該当する場合は就職促進給として再就職手当が支給される。

(2) 65歳以降退職したら、高年齢求職者給付金が受けられます！

高年齢被保険者(65歳以上の被保険者)が失業した場合、一般の被保険者の場合と異なり、被保険者であった期間に応じ基本手当日額の30日分又は50日分に相当する高年齢求職者給付金が支給される。

受給の手続きと要件

住居地を管轄するハローワークに求職の申し込みをして高年齢受給資格の決定を受ける。

- * 離職により資格の確認を受けたこと。
- * 労働の意志及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にある。
- * 算定対象期間（原則は離職前 1 年間）に被保険者期間が通算して 6 ヶ月以上ある。
- * 被保険者期間の計算方法は一般の被保険者と同様。

支給について

- * 高年齢求職者給付金は失業認定を行った日に支給決定される。
 - * 失業認定は一般の受給資格者の場合とは異なり 1 回限り。
- 支給額は、被保険者であった期間に応じて次の表に定める日数分の基本手当の額（基本手当日額は、被保険者期間として計算された離職前の 6 か月間に支払われた賃金を基礎として計算される）に相当する額とされている。

- * 被保険者であった期間の高年齢求職者給付金の額
 - ・ 1年以上は 50 日分
 - ・ 1年未満は 30 日分

2. 退職後の健康保険の加入はどうしますか？（3つの選択肢があります）

（1）ジェイアールグループ健康保険組合に継続加入する

（2）国民健康保険に入る

すべての人が何らかの公的医療保険制度に加入することになっているから、（国民皆（かい）保険）退職して働かない場合または社会保険が適用されない場合は国民健康保険への加入が義務付けられている。医療費の自己負担分は本人家族含めて 3 割。

- * 退職して 14 日以内に市区町村の担当窓口（国民健康保険課など）に「国民健康保険資格取得届」を提出します。会社が発行した「資格喪失証明書等」と「認印」が必要。
- * 保険料は市区町村によって決められている。
- * 保険料は家族の分も含めて世帯で決定され「世帯主」が納付する。
- * 国民健康保険は全額個人負担。

（3）健康保険の被保険者になる（家族の扶養になる）

配偶者や子の扶養家族として健康保険の被保険者になる方法で保険料の負担はない。

- * 被扶養者の認定の条件（原則）

	60 歳未満	60 歳以上または障害者
同居	年収が 130 万円未満、かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満。	年収が 180 万円未満、かつ被保険者の年収の半分未満
別居	年収が 130 万円未満、かつ被保険者からの額より少ない	年収が 180 万円未満、かつ被保険者からの仕送額より少ない

現役者の生活が良くなければ

高齢者(年金受給者)の生活はよくなりません！

【 高齢者の生活について考える事 】

1. 生きる権利は憲法が保障しています！憲法を守るのは国の責任です！
生まれてきたからには生きる権利があります。憲法はこれを保障しています。
【 憲法第 25 条 】・・・「生存権、国の使命」が定められている
(1) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
(2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の上及び増進に務めなくてはならない。
2. 社会保障費の抑止攻撃を現職と高齢者の団結した闘いで阻止しましょう！
(1) 少子高齢化が進む中では当然のことながら社会保障費の増額は必然のことです。しかし、自公政権は、国民生活に重要な社会保障費を抑止し、国民に自己責任での解決を押し付け、さらに「世代間の対立」を煽り貧困と格差を増大させてきています。
(2) 高齢者の生活は現役世代の支援が大きく影響しています。そのために、現役世代の少子化対策、賃上げ、雇用などの生活の安定と前進のために現職と年金受給者の相互理解と連帯した闘いが重要です。
(3) 高齢者の収入は年金が基盤ですが、一方、医療や介護などの保険料の値上げや費用の増加は生活に響いています（後期高齢者の窓口負担増。介護保険料の値上げなど）。医療介護制度の改善に向けた闘いが重要です。
3. 社会保障制度を把握し活用しているか点検しましょう！
(1) 現行の制度を充分活用していますか！見逃していませんか！
(2) 年金・医療・介護などについて学習・話し合しましょう！

以 上